支障除去等措置又は処分等措置に要する費用の徴収金の返還に関する協定書

（　都道府県等　）（以下「甲」という。）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）及び独立行政法人環境再生保全機構（以下「丙」という。）は、乙がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金交付要綱第4条第1項第4号事業実施要領第**６**条（１）に基づき甲に令和　　年 　月 　日付けで発出した代執行支援事業交付決定通知書（以下「通知書」という。）に基づき交付する助成金に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条（目　的）

　この協定は、丙が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱（平成16年12月15日細則第40号。以下「交付要綱」という。）、丙及び乙が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金交付要綱第4条第1項4号事業実施要領（以下「実施要領」という。）等に基づき、甲、乙及び丙の各事務を円滑に実行することを目的とする。

第２条（法の遵守）

　甲、乙及び丙は、支障除去等措置又は処分等措置に要する費用の徴収業務の遂行に当たって、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）並びにその他関係法令等を遵守するものとする。

第３条（代執行に要した費用の徴収）

　甲は、通知書に基づく助成金に関し、廃棄物処理法第19条の8第1項に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置（特別措置法第2条第2項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係るものに限る。）に要した費用又はPCB特別措置法第13条第１項に基づき自ら実施した処分等措置に要した費用について、廃棄物処理法第19条の８第２項から第４項まで又はPCB特別措置法第13条第２項の規定に基づき、保管事業者等から可能な限り徴収を行うこととする。

第４条（徴収金の返還）

　交付要綱第16条第３項及び通知書に基づき、前条に基づき保管事業者等から徴収した費用のうち、乙の通知書に基づく助成金額相当額（以下「要返還額」という。）の全部又は一部について甲が返還を行う場合において、甲は、丙に対して同額を直接返還できることとする。この場合、甲が丙に対して要返還額を直接返還したことをもって、通知書に付された交付条件に基づく甲から乙に対する要返還額の返還及び交付要綱第16条第１項に基づく乙から丙に対する返還の双方がなされたものとみなすこととする。

第５条（要返還額の支払）

甲は、前条に基づき丙に対して要返還額の全部又は一部を直接返還する場合には、丙に対し、丙が指定した期日までに、丙に指定された方法によって、要返還額を支払うものとする。

第６条（機密保持）

　甲、乙及び丙は，業務上知り得た相手方の機密情報を第三者に洩らしてはならない。ただし、相手方の事前の書面による許諾を得て開示する場合又は法令に基づき開示する場合若しくは乙と地方公共団体等との協定に基づいて開示する場合は、この限りではない。

第７条（協　議）

この協定に定めのない事項又はこの協定の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙は、誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

　この協定の成立を証するために本書３通を作成し、甲、乙及び丙は各々記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和 　 年　　月 日

　　　　　　甲　　　　（　都道府県等　）

　　　　　　乙　　　　東京都港区芝１丁目７番１７号

　　　　　　　　　　　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　○○　○○

　　　　　　丙　　　　独立行政法人環境再生保全機構